

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	平成24年4月1日	法人コード	A009540
	至	平成25年3月31日	法人名	公益社団法人福岡中部法人会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人福岡中部法人会
設立登記日（注）	平成23年11月1日
法人の目的	税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、地域企業と地域社会の発展に貢献する。
主たる事務所の所在場所	福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目7番13号
社員の資格の得喪の条件（公益社団法人のみ）	会員になろうとする者は、入会申込書の提出と会費規程に基づく年会費を納入しなければならない。また、退会、除名、2年以上の会費の滞納、法人の解散、事業所の閉鎖等の場合は会員の資格を失う
社員の数（公益社団法人のみ）	3,674人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	38,020,633円	38,055,877円
収入>費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率（1欄の額÷1欄～3欄の合計額）	51.4%
1 公益実施費用額	38,055,877円
2 収益等実施費用額	21,468,251円
3 管理運営費用額	14,469,920円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0円	うち個人から	0円
		うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	6,809円
-------------	--------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	28,079,522円	負債額	4,796,706円
		正味財産額	23,282,816円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	38,055,877円
遊休財産額	21,015,742円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（1+2欄の合計額）	3,107,518円
1 公益目的増減差額	1,543,239円
2 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	1,564,279円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	4,380,000円
（うち、退職手当の額）	0円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。